

電気通信大学共通教育部会議規程

平成22年 4月 1日

改正

令和 2年 1月15日

(設置)

第1条 電気通信大学共通教育部に、共通教育に関する基本的事項を審議するため、電気通信大学共通教育部会議（以下「教育部会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 教育部会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 代議員会に提示する議案に関すること。
- (2) 共通教育の実質化に関すること。
- (3) その他連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 教育部会議は、次の各号に掲げる部会の構成員で組織する。

- (1) 総合文化部会
- (2) 数学部会
- (3) 自然科学部会
- (4) 情報部会
- (5) 健康・スポーツ科学部会
- (6) 教職課程部会
- (7) キャリア教育部会
- (8) 技術英語部会

(議長)

第4条 部長は、教育部会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長は、必要に応じ構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第6条 教育部会議の事務は、部会において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、教育部会議に関し必要な事項は、教育部会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。